

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス…①

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

【多床室】【従来型個室】

<基本的な料金> (1日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
2.日常生活継続支援加算	36 単位				
(2.サービス提供体制強化加算)	2.日常生活継続支援加算を算定しない場合 (I 22 単位 ・ II 18 単位 ・ III 6 単位)				
3.看護体制加算 I (イ)	4 単位				
4.看護体制加算 II (ロ)	8 単位				
5.夜勤職員配置加算 III (イ)	28 単位				
6.個別機能訓練加算	12 単位				
7.精神科医療養指導加算	5 単位				
8.栄養マネジメント強化加算	11 単位				
9.サービス利用料合計 (1+2+3+4+5+6+7+8)	693 単位	763 単位	836 単位	906 単位	975 単位
10.介護処遇改善加算 (9.×140/1000)	97 単位	107 単位	117 単位	127 単位	137 単位
11.サービス利用料 合計 (9+10)	790 単位	870 単位	953 単位	1,033 単位	1,112 単位
12. 1 単位=10.14 円 (注 2)	8,010 円	8,821 円	9,663 円	10,474 円	11,275 円

自己負担額 (1 割負担の方)

13.うち、介護保険から給付される金額 (12.×90/100)	7,209 円	7,938 円	8,696 円	9,426 円	10,147 円
14.サービス利用に関わる自己負担 (12-13)	801 円	883 円	967 円	1,048 円	1,128 円

自己負担額 (2 割負担の方)

13.うち、介護保険から給付される金額 (12.×80/100)	6,408 円	7,056 円	7,730 円	8,379 円	9,020 円
14.サービス利用に関わる自己負担 (12-13)	1,602 円	1,756 円	1,933 円	2,095 円	2,255 円

自己負担額（3割負担の方）

13.うち、介護保険から給付される金額（12.×70/100）	5,607 円	6,174 円	6,764 円	7,331 円	7,892 円
14.サービス利用に関わる自己負担（12-13）	2,403 円	2,647 円	2,899 円	3,143 円	3,383 円

（注 1） 30 単位→月 30 日換算

（注 2） 浜松市は地域区分が「7 級地」に該当するため、単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。

- ・施設の体制等の状況により介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更されます。
- ・小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- ・ご利用者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については利用料金表と異なる場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス…②

<加算>

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて介護保険法上の料金が加算されます。

加算項目	内 容	単位/日
準ユニットケア加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合	5 単位
生活機能向上連携 加算 (I)	外部の通りハ事業所の専門職が、施設を訪問せず、ICT 等を活用し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合	100 単位/月 (3 月に 1 回 を限度)
生活機能向上連携 加算 (II)	外部の通りハ事業所等の専門職が施設を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合	200 単位/月
個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた内容を必要に応じて活用した場合	20 単位/月
個別機能訓練加算 (III)	ご利用者ごとに理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容や情報、口腔の健康状態に関する情報、栄養状態に関する情報を共有し、共有した情報を踏まえ、必要に応じ個別機能訓練計画の見直しを行い関係職種間で共有している場合	20 単位/月
若年性認知症入所者 受入加算	介護保険法に該当する初老期の認知症利用者にサービスを提供する場合	120 単位
常勤医師配置加算	専従の常勤医師を配置している場合	25 単位
精神科医療養指導 加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行った場合	5 単位
障害者生活支援 体制加算 (I)	視覚障害者等が 15 名以上または入所者総数のうち 30%以上入所し、障害者生活支援員を配置した場合	26 単位
障害者生活支援 体制加算 (II)	視覚障害者等が入所者総数のうち 50%以上入所し、障害者生活支援員を配置した場合	41 単位
外泊時費用	入院または外泊をした場合 (外泊初日と最終日は除き月 6 日、月をまたいだ場合 12 日まで)	246 単位
外泊時在宅サービス 利用費用	居宅における外泊に対して、当施設から提供される在宅サービスを利用した場合 (月 6 日まで)	560 単位
初期加算	入居した日から 30 日まで加算 30 日を超える入院後に再入居した場合も同様	30 単位
退所時栄養情報 連携加算	当施設の管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、ご利用者の栄養管理に関する情報を提供した場合	70 単位/回
再入所時栄養連携 加算	入院した際、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、当施設の管理栄養士と入院先の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	200 単位/回
退所前・後訪問相談 援助加算	退所にあたり在宅または施設等における生活に向け、各事業所等と相談・連絡・調整を行った場合	460 単位/回

退所時相談援助加算		400 単位/回	
退所前連携加算		500 単位/回	
退所時情報提供加算	退所にあたり医療機関に対して、ご利用者の状況や生活歴等を示す情報を提供した場合	250 単位/回	
協力医療機関連携加算（１）	相談、診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	100 単位/月	
協力医療機関連携加算（２）	協力医療機関連携加算（１）以外の協力医療機関と連携している場合	5 単位/月	
経口移行加算	経管栄養のご利用者に対して経口摂取への移行に関わる援助を行った場合	28 単位	
経口維持加算（Ⅰ）	誤嚥がある入所者に対して多職種が協働で食事に関わる計画作成し、援助を行った場合	400 単位/月	
経口維持加算（Ⅱ）	誤嚥がある方に対して食事に関わる援助を行った場合	100 単位/月	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月 2 回以上口腔ケアを行い、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	90 単位/月	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	口腔衛生に係る内容を厚生労働省に提出し、フィードバック内容を必要に応じて活用した場合	110 単位/月	
療養食加算	医師の発行する処方箋に基づき、ご利用者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合	6 単位/回	
特別通院送迎加算	透析を必要とするご利用者に対し、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある時に送迎を行った場合（1 月 12 回以上）	594 単位/月	
配置医師緊急時対応加算	複数の医師を配置するなどの体制を整備し、配置医師が施設を訪問し診察を行った場合	勤務時間外	325 単位/回
		早朝・夜間	650 単位/回
		深夜	1,300 単位/回
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合	死亡日の 31 日前～45 日前	72 単位
		死亡日の 4 日～30 日前	144 単位
		死亡日の前日・前々日	680 単位
		死亡日	1,280 単位
看取り介護加算（Ⅱ）	配置医師緊急時対応加算の算定に係る体制を整備し、医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合	死亡日の 31 日前～45 日前	72 単位
		死亡日の 4 日～30 日前	144 単位
		死亡日の前日・前々日	780 単位
		死亡日	1,580 単位
在宅復帰支援機能加算	在宅復帰支援として、ご利用者のご家族や居宅支援事業者に対して連絡・情報提供を行った場合	10 単位	

在宅・入所相互利用 加算	在宅復帰支援として、居宅支援事業者に対してご利用者の心身の状況について情報提供しながら居宅支援事業者と共に在宅での生活継続支援を行った場合	40 単位
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置している場合	3 単位
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置している場合	4 単位
認知症チームケア 推進加算 (Ⅰ)	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修またはケアプログラムを修了している者を配置し、チームでケアを実施し、評価、振り返り、計画の見直し等を実施した場合	150 単位/月
認知症チームケア 推進加算 (Ⅱ)	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームでケアを実施し、評価、振り返り、計画の見直し等を実施した場合	120 単位/月
認知症行動 心理症状 緊急対応加算	医師が、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、サービスを提供した場合 (7 日限度)	200 単位
褥瘡マネジメント 加算 (Ⅰ)	褥瘡の発生に係るリスクについて、所定の方法を用いて評価をするとともに、リスクがある方に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的に見直し (3 ヶ月に 1 回) を行い、厚生労働省に情報を提出・活用している場合	3 単位/月
褥瘡マネジメント 加算 (Ⅱ)	褥瘡の発生に係るリスクについて、所定の方法を用いて評価をするとともに、リスクがある方に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的に見直し (3 ヶ月に 1 回) を行い、厚生労働省に情報を提出し活用かつ褥瘡の発生がない又は治癒した場合	13 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅰ)	排泄に介護を要するご利用者に対して支援計画を作成し、それに基づく支援を行った場合	10 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅱ)	施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテーテルが抜去された・またはおむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合	15 単位/月
排せつ支援加算 (Ⅲ)	施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテーテルが抜去された・かつおむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合	20 単位/月
栄養マネジメント 強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者数に応じ、管理栄養士を配置し、給食管理を実施している場合 ・低栄養状態のリスクが高いご利用者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同で作成した栄養計画に従い、食事観察を実施し、栄養状態を踏まえた食事の調整を実施している場合 ・ご利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、栄 	11 単位/日

	養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	ご利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合	40 単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	基本的情報に加えて、疾病の状況や、服薬情報等を厚生労働省に提出している場合	50 単位/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	ご利用者の ADL を所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合	30 単位/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	ご利用者の ADL を所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合	60 単位/月
自立支援促進加算	医師の自立支援に必要な医学的評価を基に、多職種が共同し、定期的に見直し、自立支援に係る支援計画を作成、実施した場合	280 単位/月
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備されている場合	20 単位/入所時
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で対応を取り決めるとともに、連携し適切に対応し、医療機関や医師会が行う研修又は訓練に年 1 回以上参加している場合	10 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）に加え、3 年に 1 回以上当施設で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5 単位/月
新興感染症等施設療養費	ご利用者が厚生労働省が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染症に感染したご利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合	240 単位/日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	見守り機器等を複数導入し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、取組による成果が確認された場合	100 単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等を 1 つ以上導入し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、取組による効果が確認された場合	10 単位/月

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス…①

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉**① 食費・居住費**

【食 費】食材料費と調理費は全額自己負担となります。

【居住費】室料と光熱費相当が全額自己負担となります。

*介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証がある場合には減額されます。

2025 年 4 月 1 日以降

	食費	金額/日	
		多床室	従来型個室
基準費用額	2,000	920	1,240
第 1 段階	300	0	380
第 2 段階	390	430	480
第 3 段階①	650	430	880
第 3 段階②	1,360		

※ 入院・外泊中の居住費について

① 7 日以内の入院・外泊の場合

外泊時費用 (246 単位) に加え、居住費 (介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証をお持ちの方は減額された金額) をご負担いただきます。

② 7 日を超える入院・外泊の場合

居住費 (介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証は適用されません) をご負担いただきます。

※ 短期入所生活介護事業等で、入院・外泊中の居室の利用を相談させていただく場合がありますのでご了承ください。この場合、この期間における居住費はいただきません。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス…②

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

② 特別な食事（実費負担）

- ・ご利用者のご希望や必要に応じて、特別な食事を提供した場合（おやつ、酒、嗜好品、栄養補助食品を含みます）。

おやつ 1 回につき 80 円（税込）

⑤ 入浴時用タオル等・食事用おしぼり等

- ・原則として、食事介助、入浴介助、排泄介助等に使用するタオル・おしぼりにつきましては、施設の提供する物品をご利用いただきます。

入浴時用タオル等 1 日につき 32 円（税込）

食事用おしぼり等 1 日につき 42 円（税込）

⑦ 外出支援に関わる費用

- ・ご希望により、外出に関わる支援を行います。

外出に使用する公用車の燃料代：1 kmにつき 21 円（税込）

⑧ 写真の注文

- ・行事等の写真をご希望される方にお渡しいたします。

1 枚につき 52 円

⑨ 複写物の交付

- ・ご希望により、サービス提供に関する記録やその他の複写物を交付します。

1 枚につき 10 円（税込）

⑩ 支払証明書の発行

- ・ご希望により、支払証明書を発行いたします（利用料領収書の再発行は、いたしません）。

1 回につき 1,650 円（税込）

⑪ 預かり金の管理

預金通帳、印鑑、有価証券等は原則としてお預かり致しません。事情によりご家庭での管理が困難な場合に限り、別途「預かり金管理規定」に基づきお預かり致します。

1 ヶ月につき 1,650 円（税込）

同意書

指定介護老人福祉施設 いなさ愛光園
施設長 上野 拓朗 殿

年 月 日

2025年4月1日に改訂されたサービスの概要と利用料金（別紙 1-1～2-2）の内容について、十分に理解した上で同意します。

入居者 氏名

代筆者 氏名

身元引受人 氏名

(続柄:)